

瀬戸市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

瀬戸市公平委員会委員長 石橋和裕

瀬戸市公平委員会規則第3号

瀬戸市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和26年瀬戸市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査及び再審の費用)</p> <p>第22条 審査及び再審の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。</p> <p>(1) 第9条第6項（第10条第8項で準用する場合を含む。）の規定により、当事者が申し出をした者以外の者で、公平委員会が職権で喚問した証人の<u>宿泊料及び旅費</u></p> <p>(2)及び(3) &lt;省略&gt;</p>	<p>(審査及び再審の費用)</p> <p>第22条 審査及び再審の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。</p> <p>(1) 第9条第6項（第10条第8項で準用する場合を含む。）の規定により、当事者が申し出をした者以外の者で、公平委員会が職権で喚問した証人の<u>宿泊料、旅費及び日当</u></p> <p>(2)及び(3) &lt;省略&gt;</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。